

## 技術的留意事項検討会の検討事項について（案）

主な受動喫煙防止対策である「屋外喫煙所（屋内全面禁煙）」「喫煙室（空間分煙）」「換気措置」に分けて、それぞれについて技術的に留意すべき事項について検討する。

## 1. 屋外喫煙所（屋内全面禁煙）

## (1) 設置場所

- ・ 出入口、人が往来する区域及び就業している場所からの距離など
- ・ 設置が推奨されない場所の例

## (2) 施設構造

- ・ 外から見える構造
- ・ 煙が横に拡散せず上に逃げやすい構造（開放系の場合）
- ・ プレハブやブース等の閉鎖系
- ・ 表示、掲示等

## (3) 措置の効果の確認法（屋外喫煙所に直近の事業場の出入口における粉じん濃度など）

## (4) 適切な使用方法（定員を守るなど）

## 2. 喫煙室（空間分煙）

## (1) 設置場所

- ・ 人が往来する区域及び就業している場所からの距離
- ・ 中央管理方式の空調が設置されていないこと

## (2) 施設構造

- ・ 密閉した室であること
- ・ 仕切り材として推奨できる素材、推奨できない素材
- ・ 喫煙室内の備品類（気流を妨げないような構造のものを必要最低限配置など）
- ・ 給気のためのガラリの必要性・目安
- ・ 扉の有無（有りでも可の場合は引き戸を使用）
- ・ エアコン、空気清浄機の設置の可否（設置可の場合は推奨される設置方法）
- ・ 効果的な換気方法（圧力損失の少ない設置条件、排気空気の清浄化、排気口の場所など）
- ・ 換気扇、関連機器のメンテナンス
- ・ 出入口ののれん等の設置
- ・ 換気装置のコントロール法として人感センサーの活用
- ・ 前室の設置
- ・ 定員の上限、1 定員あたりの推奨される面積

## (3) 措置の効果の確認法

- ・ 出入口の風速、浮遊粉じん濃度及び一酸化炭素濃度は「分煙効果判定基準」を踏まえる
- ・ 具体的な測定方法

## (4) 適切な使用方法（定員を守る、排気装置の下で喫煙するなど）

### 3. 換気措置 ※：基本は喫煙室の準用とし、異なる観点で議論が必要なもののみ別途議論

#### (1) 施設構造

- ・給気のためのガラの必要性・目安
- ・エアコン、空気清浄機の設置の可否（設置可の場合は推奨される設置方法）
- ・効果的な換気方法（圧力損失の少ない設置条件、排気空気の清浄化、排気口の場所など）
- ・喫煙席と非喫煙席の間の壁などの区切り方

#### (2) 措置の効果の確認法

- ・浮遊粉じん濃度、必要換気量及び一酸化炭素濃度は「分煙効果判定基準」及び「労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」(平成 22 年 12 月)」を踏まえる。
- ・具体的な測定方法